

令和6年(ハ)第 号損害賠償請求事件

原告

被告 ENEOS株式会社

被告準備書面(2)

令和6年5月23日

東京簡易裁判所民事第5室6係B 御中

被告訴訟代理人 弁護士 (本件連絡担当)(直通電話

目 次

第	1	緒	Í	言.													• • • • • • •	3
第	2	原	告第	第1浬	準備 書	季面 多	第 2	(原告	の主	張)	に対	する詞	忍否	••••				3
	1		第2	2の]	1 (2		訴訟し	こおけ	-る…	遮断	され	ない、	こと)	(1	0 頁以	以下)	につ	٧١
			て.															3
	((1)	穿	第20	カ1(1)	(答角	書に	おける	る	解釈	にすき	ぎない	·) (10月	以下	() に	つ
			V	いて														3
	((2)	穿	等20	ひ1(2)	(原性	テの主	張が・	…遮	断さ	れるこ	ことは	ない) (1	. 1 頁	(以下))
			13	つし	いて.													4
	((3)	穿	¥20	り1(3)	(甲2	10	3 め…	・・事	実につ	ついて) (1	2頁	以下)	につ	ついて	6
	((4)	笋	第20	り1(4)	(原告	におり	ける…	··関	系にて	ついて) (1	4 頁	以下) に-	ついて	6
	((5)	穿	第20	つ1(5)	(本件	:訴訟(におり	ナる・	・・許さ	きれる) (1	5頁	以下) に・	ついて	·7
	2		第2	2の2	2 (複	皮告り	こつし	17	成立:	する	こと)) (1	6頁	以下)	につ	いいて	•••••	10
	((1)	穿	320	ひ2(1)	(本件	規程	を…値	責務(の存在	E) (16頁	以下	() に	つい	T	10
	((2)	第	§20	02(2)	(本件	規程(に定め	うる ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ついて) (1	7頁	以下) に-	ついて	. 11
	((3)	第	第20	D2(3)	(「通韓	報情報	引こ…	調査	:J 12	つい	ての考	5察)	(17	7 頁以	(下) (に
			/_) }\7	C			******						• • • • • •				12
	((4)	穿	第20	ひ2(4)	(「通	報情報	報に…	·調]	査」 (こつし	いての	考察	、つ	づき)	(1	9
			頁	()	こつレ	いて.												13
	(5)	第	§ 20	カ2(5)	(本任	牛規程	₹3.6	6(1)に遺	建反す	る行	為の	存在)	(2	0 頁	以
			Ŧ	F) 1	こつレ	١٢.												13
	(6)	第	ž 2 0	02(6)	(原告	の損害	善)(2 1	頁)	につい	いて	•••••				15
	(7)	笙	£ 2.0	02(7)	(被告	の責任	午) (2 2	酉)	につい	ハて					15

第1 緒 言

本書に用いる用語の意味は、本書に別段の定義のない限り、被告の令和6年4月19日付の「被告準備書面(1)」(以下「被告準備書面(1)」という。)までの被告の主張書面に定義するところによる。

第2 原告第1準備書面第2 (原告の主張) に対する認否

原告の令和6年5月17日付の「原告第1準備書面」(以下「**原告第1準備書面**」という。)の第2における原告の主張に対する被告の認否は、以下のとおりである。

- 1 第2の1 (本件訴訟における…遮断されないこと)(10頁以下)について
- (1) 第2の1(1) (答弁書における…解釈にすぎない) (10頁以下) について
 - ア 第1段落(「被告は、本件訴訟における」以下)(10頁)について 争う。
 - イ 第2段落(「最高裁平成30年」以下)(10頁)について 争う。
 - ウ 第3段落(「そして」以下)(10頁)について 認める。
 - エ 第4段落(「そこで」以下・表5を含む。)(10頁以下) について 争う。

オ 第5段落(「被告における」以下)(11頁)について

被告には、本件内部通報制度の運用を定める本件規程が存在していること、本件通報が、不正行為等によって直接被害を受けた者が不正行為等を通報した場合ではないことについては、それぞれ認めるが、その余は、事実上の主張については否認し、法律上の主張については争う。

カ 第6段落(「よって」以下)(11頁)について

意味が不明であるため、認否を留保する。

- (2) 第2の1(2) (原告の主張が…遮断されることはない) (11頁以下) について
 - ア 第1段落(「本件規程に」から「既判力が生じている。」まで)(11頁以下) について

認める。

イ 第2段落(「前回訴訟控訴審判決の」以下)(12頁)について 争う。

答弁書にも述べたとおり(注1)、本件規程は、会社組織内における自律的な規範にとどまるものであって、被告と従業員の間に直接の権利義務又は債権債務を生ぜしめるものではない。本件規程が被告と従業員の間に何らかの権利義務関係を生ぜしめるとすれば、本件規程によって(被告に内部通報制度が設けられることによって)、被告の従業員が内部通報制度の通報窓口に通報をしたときに、当該通報の具体的状況の如何によっては、被告が、当該従業員に対し、当該通報を受け、体制として整備された仕組みに基づいて適切

注1 答弁書第3の1(5頁以下)

に対応すべき信義則上の義務を負う場合がある、というものである。

とすれば、原告が「前回訴訟主要事実」として掲げる各事実も、それぞれが個別に被告が従業員たる原告に対して負う義務に違反したこと又は被告が従業員たる原告に対して負う債務を履行しなかったことを意味するものではない。むしろ、被告が、従業員たる原告からの本件通報を受けて、原告に対し、前述のような信義則上の義務を負っていた可能性があるところ、原告が「前回訴訟主要事実」として掲げる各事実は、当該信義則上の義務の違反の評価根拠事実となりうるにとどまるし、同様に、原告が「本件訴訟主要事実」として記載する各事実も、原告のいう「前回訴訟主要事実」と同一の通報(本件通報)に関するものである以上は、同一の信義則上の義務の違反の評価根拠事実を新たに追加するものにとどまる。

よって、答弁書にも述べたとおり(注2)、前回訴訟における前回訴訟争点 1に係る損害賠償請求も、本件訴訟における損害賠償請求も、被告が原告に 対して本件通報に関して負っている同一の信義則上の義務に違反したことを 理由として、債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償を請求するものであ るから、訴訟物は同一である。

- ウ 第3段落(「そして」以下)(12頁)について 争う。
- エ 第4段落(「さらに」以下)(12頁)について 争う。

注2 答弁書第3の3(9頁以下)

- オ 第5段落(「以上により」以下)(12頁) について 争う。
- カ 第6段落(「よって」以下)(12頁) について 争う。
- (3) 第2の1(3) (甲21の3の…事実について) (12頁以下) について
 - ア 第1段落(「本件訴訟で」以下・引用部分を含む。)(12頁以下)

甲第21号証の3が前回訴訟において書証として提出されていなかったこと、甲第21号証の3の電子メールに、原告の引用する内容の記載があることは、それぞれ認めるが、その余は、否認する。

イ 第2段落(「被告と」以下・表6を含む。)(13頁以下)について

表6に記載する事実のうち下線部分以外の事実は認めるが、その余は、事 実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

表6に記載する事実のうち下線部分の事実は、原告の主張するような因果 関係によるものではないし、原告の主張するような「推定」も働かない。

- (4) 第2の1(4) (原告における…関係について) (14頁以下) について
 - ア 第1段落(「表6で」以下)(14頁)について

事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

原告の主張するような因果関係によるものではないし、原告の主張するような「推定」も働かない。

イ 第2段落(「しかし」以下)(14頁)について

原告のいう「本件調査対応協議」が実施されたこと、原告のいう「GST業務移管通知」がなされたこと、GST業務移管通知に基づく業務移管によって、原告は被告と本件豪州企業の間で締結した契約に関する情報から遮断された状態になったことは、それぞれ認めるが、その余は、不知であり又は否認する。

- ウ 第3段落(「さらに」以下)(14頁)について 認める。
- エ 第4段落(「甲21の3に」以下)(15頁)について 認める。
- オ 第5段落(「上記の状況であったため」以下)(15頁)について 不知である。
- (5) 第2の1(5) (本件訴訟における…許される) (15頁以下) について
 - ア 第1段落(「甲21の3に」以下)(15頁)について

甲第21号証の3が前回訴訟において証拠として提出されていないこと、 被告が原告に対して私的な訴訟の追行のためにオフィススペース、会社貸与 パソコン等を使用することを禁止していたことは、それぞれ認めるが、その 余は、不知である。

イ 第2段落(「確かに」以下)(15頁)について 認める。

- ウ 第3段落(「原告は」以下)(15頁)について 認める。
- エ 第4段落(「これに対し」以下)(15頁)について 認める。

ただし、被告が前回訴訟において被告と本件豪州企業の間の契約書を送付しなかったのは、前回訴訟の第一審の裁判所が令和4年10月27日の第8回弁論準備手続期日において原告の文書送付嘱託の申立てを却下したからである。

オ 第5段落 (「本件調査に係る」以下) (15頁以下) について 認める。

確定した前回訴訟控訴審判決も判示するとおり、「本件規程上、調査とは、通報情報に関する事実を確認するための調査と定義され(〔本件規程〕 1.2 (9))、これは法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の確認を目的とするものと解される(〔本件規程〕 3.5参照)から、必ずしも上記各事実の判断に影響しない事実までもが調査の対象になるとは解されず、また、調査の具体的方法についても、通報者の希望に沿って行うなどとも規定されていないから、被告の合理的裁量に委ねられている」のであるから(注3)、被告は、本件通報に関する調査についても、原告に対し、「具体的に何を調査したのか、及び何を調査しなかったのか」を提示する必要もなかった。

注3 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(1)ウ(25頁19行目以下)

カ 第6段落(「そして」以下)(16頁)について

前回訴訟の第一審及び控訴審の各裁判所が原告のいう「本件調査」に係る 調査事項について釈明権を行使しなかったことは認めるが、その余は否認す る。

前回訴訟第一審判決及び前回訴訟控訴審判決のいずれも、原告の主張する 事実として原告のいう「前回訴訟主要事実」を明示的に摘示したうえ(注 4)、原告のいう「前回訴訟主要事実」のそれぞれについて、「信義則上の義 務違反があったということはできない」(注 5)、「信義則上の義務違反である などとは到底いえない」(注 6)、「信義則上の義務違反があったものとするこ とはできない」(注 7) などと明示的に判示している。

キ 第7段落(「前回訴訟における」以下)(16頁)について

争う。

原告による被告の社内SNSにおける2020年(令和2年)3月27日の投稿(甲第21号証の1)、被告の調査補助者から原告に対する同年6月25日付の「社長SNS『大田さんの輪』への投稿内容に関する回答について」と題する文書(甲第21号証の1)、原告から被告の調査補助者に対する同月29日発信の電子メール(甲第21号証の2)、及び被告の調査補助者から原告に対する同年7月9日付の「2020年6月29日付Eメールへの回答」と題する文書(甲第21号証の3)での遣り取りは、原告が被告の調査補助者に対して被告と本件豪州企業の間の契約書の記載内容について繰り返し質問をし、被告の調査補助者がこれに回答するというものとなっていたの

注4 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第2の2(1)イ(8頁26行目以下)

注5 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(1)エ(28頁1行目以下)

注6 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(2)(28頁15行目以下)

注7 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(3)エ(20頁8行目以下)

であるから、原告は、かかる遣り取りを通じて、被告と本件豪州企業の間の契約の記載内容について、2015年(平成27年)に締結されたものと2018年(平成30年)に締結されたものとの違いを明確に認識したはずであり、それによって原告のいうところの「是正措置、再発防止策又は対応策」を「実行した」(注8)という事実も当然認識できたはずである。そして、原告が前回訴訟を提起したのは令和3年5月31日であるから、前回訴訟において原告のいう「本件訴訟主要事実」(原告に対して是正措置、再発防止策又は対応策を実施したとの通知をしなかったという事実(本件規程3.6(1)イ又はウの違反))を主張することも、全く困難ではなかったはずである。

- ク 第8段落(「よって」以下)(16頁)について 争う。
- 2 第2の2(被告について…成立すること)(16頁以下)について
- (1) 第2の2(1) (本件規程を…債務の存在) (16頁以下) について
 - ア 第1段落(「被告は」以下)(16頁)について 認める。
 - イ 第2段落(「本件内部通報制度が」以下)(16頁)について 一般論としては認める。

注8 訴状第2の5(2)エ(12~13頁)

- ウ 第3段落(「労働契約法第7条により」以下)(16頁)について 一般論としては認める。
- エ 第4段落(「労働基準法第89条の」以下)(16頁)について 争う。
- オ 第5段落(「本件規程も」以下)(16頁)について 争う。

労働契約法第7条にいう「就業規則」と労働基準法第89条にいう「就業規則」とは同じものを意味すると解され(注9)、労働契約法第7条によれば、就業規則は、「労働条件が定められている」ものであることを要すると解されるところ、本件規程は、労働者の「労働条件」を定めているものではない。

- カ 第6段落(「仮に本件規程の」以下)(17頁)について 争う。
- (2) 第2の2(2) (本件規程に定める…について) (17頁以下) について
 - ア 第1段落 (「本件規程1.2(9)では」以下) (17頁) について 認める。

注9 厚生労働省「労働契約法のあらまし」(令和6年4月) 12頁 https://www.mhlw.go.jp/content/001234797.pdf

- イ 第2段落 (「ここで」から「3つであった」まで)(17頁) について 特に争わない。
- ウ 第3段落(「上記のうち」以下)(17頁)について 特に認否しない。
- (3) 第2の2(3) (「通報情報に…調査」についての考察) (17頁以下) について
 - ア 第1段落(「原告は」以下)(17頁)について 認める。
 - イ 第2段落(「これに対し」以下)(17頁以下)について 認める。
 - ウ 第3段落(「原告と調査補助者との」以下)(18頁)について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

確定した前回訴訟控訴審判決も判示するとおり、「被告の内部通報における 調査等は、基本的に、不正行為等を早期に発見、是正して被告等の業務の適 正化を図るためのもの」であり(注10)、「本件規程上、調査とは、通報情 報に関する事実を確認するための調査と定義され(〔本件規程〕 1.2(9))、 これは法令等に違反する事実又は違反するおそれのある事実の確認を目的と するものと解される(〔本件規程〕 3.5参照)から、必ずしも上記各事実の 判断に影響しない事実までもが調査の対象になるとは解され」ない(注

注10 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(1)イ(24頁25行目以下)

11)。とすれば、原告のいう「本件支払手続」をした行為に関する調査事項にも、当然には「支払の内容が契約条項又は租税条約などの法令等に基づいていたのか否かについて確認する事項が含まれていた」とはいえない。

(4) 第2の2(4) (「通報情報に…調査」についての考察、つづき) (19頁) について

ア 第1段落(「被告も」以下)(19頁)について

第1文(「被告も」以下)は認めるが、第2文(「このような状況のなかで」以下)は、事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

イ 第2段落(「売買契約において」以下)(19頁)について

第1文(「売買契約において」以下)は認めるが、第2文(「一方で」以下)は、事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

- ウ 第3段落(「仮に」以下)(19頁)について 争う。
- (5) 第2の2(5) (本件規程3.6(1)に違反する行為の存在)(20頁以下) について

ア 第1段落(「本件支払手続を」以下)(20頁)について

被告と本件豪州企業の間で締結した契約において役務提供対価にGSTを 課す旨の定めが存在していなかったこと、被告が本件通報及び原告のいう

注11 前回訴訟第一審判決書「事実及び理由」第3の2(1)ウ(25頁19行目以下)

「調査補助者に対する追加通報」を受けた後に、調査補助者が原告のいう「上司A」と原告のいう「本件調査対応協議」をしたこと、「本件調査対応協議」の後に、被告と本件豪州企業の間で締結した契約において役務提供対価にGSTを課さない旨の定めが置かれたことは、それぞれ認めるが、その余は、事実上の主張については否認し、法律上の主張については争う。

イ 第2段落(「以上により」以下)(20頁)について

事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。

原告の主張するような事実は存在しないし、原告の主張するような「推認」も相当でない。

- ウ 第3段落(「本件規程3.6(1)アに」以下)(20頁) について 認める。
- エ 第4段落(「この点」以下)(20頁)について 否認する。

「コンプライアンス違反ではない」又は「いずれも不正行為等に該当しない」との調査結果を報告することは、まさしく「法令等に違反する事実または違反するおそれのある事実」が存在しない旨を通知するものにほかならない。

- オ 第5段落(「取引上の社会通念に照らすと」以下)(21頁)について 事実上の主張としては否認し、法律上の主張としては争う。
- カ 第6段落(「以上より」以下)(21頁)について 意味が不明であるが、少なくとも結論については争う。

答弁書にも述べたとおり(注12)、本件通報に関する調査結果は、「法令等に違反する事実が確認された場合」又は「法令等に違反するおそれのある事実が確認された場合」のいずれでもなかったのであるから、本件通報について、本件規程3.6(1)イ及びウに基づく通知は必要でない。

- キ 第7段落(「よって」以下)(21頁)について 争う。
- (6) 第2の2(6) (原告の損害) (21頁) について 不知である。
- (7)第2の2(7)(被告の責任)(22頁)について争う。

以上

注12 答弁書第3の5(12頁以下)